

津久井地区公民館振興計画

～つくいの文化・歴史・人・地域を

つなぐ公民館をめざして～



相模原市立津久井中央公民館・青根公民館

表紙写真：ヤマモミジ（右上）、ミツバツツジ（左中）、ウグイス（右下）

相模原市との合併前の旧津久井町の木・花・鳥。
津久井中央公民館ホールの緞帳にはモミジのデザインが施されており、
今も地区住民に愛されている。

1 はじめに

津久井地区の社会教育活動の歴史は古く、公民館の黎明期である昭和 23 年に串川地区（当時は串川村）、昭和 24 年に鳥屋地区（当時は鳥屋村）、昭和 26 年に青野原地区（当時は青野原村）に公民館が設置されました。（※社会教育法制定は昭和 24 年）

昭和 30 年の町村合併により津久井町となり、津久井町教育委員会や津久井教育事務所と各地区がともに社会教育活動・生涯学習活動の推進を行い、かねてから公民館活動の盛んであった青根地区にも昭和 31 年に青根公民館が設置されました。

津久井中央公民館は昭和 56 年 4 月に公民館と老人福祉センターの併設施設である文化福祉会館の建設により、三井・太井・中野・又野・三ヶ木・青山・長竹・根小屋の各地区を館区とする津久井町立中央公民館として設置され、地域の社会教育活動の推進を図り、青根・青野原・鳥屋の各地区は各公民館を拠点として地域に密着した社会教育活動の推進を図ってきました。



津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
(平成 30 年 4 月より公民館は 1 階・3 階、2 階諸室は津久井老人福祉センター)

平成 18 年 3 月の相模原市との合併により、中央公民館は相模原市立津久井中央公民館と名称変更し旧津久井町地域全体を館区として位置づけられました。また、広大な館区故に津久井中央公民館の活動が及ばない地域が出ないように、青根公民館は合併後も継続され地域密着型の公民館活動を行う館として位置づけられました。平成 19 年 4 月より 2 つの公民館が津久井地区の社会教育の推進拠点として活動を始め、平成 22 年の政令指定都市移行を経てさらなる地域の自立が求められる中、公民館が地域に求められる役割や期待も増しています。



青根公民館・緑区役所青根出張所・津久井消防署青根分署
(3 つの施設を複合し、平成 30 年 4 月に改築オープンされた)

少子高齢化、高度情報化、国際化などの進展、環境問題の顕在化、コミュニティ意識や連帯感の希薄化に見られる住民意識の変化など、公民館を取り巻く環境も大きく変わってきている中、身近なコミュニティ施設として地域住民主体による公民館活動のより一層の充実を図るため、社会状況の変化に柔軟に対応できる組織づくりや、新たな課題や住民要望に的確に対応した公民館運営・公民館活動への取組みが求められています。

こうしたことから、公民館が目標をもって活動を展開し、より効果的な事業の推進を図るとともに、住民自らの手による運営を目指すための羅針盤となる「津久井中央公民館振興計画」を改訂、「津久井地区公民館振興計画」として活動の柱と定めます。

2 津久井地区の現状と課題

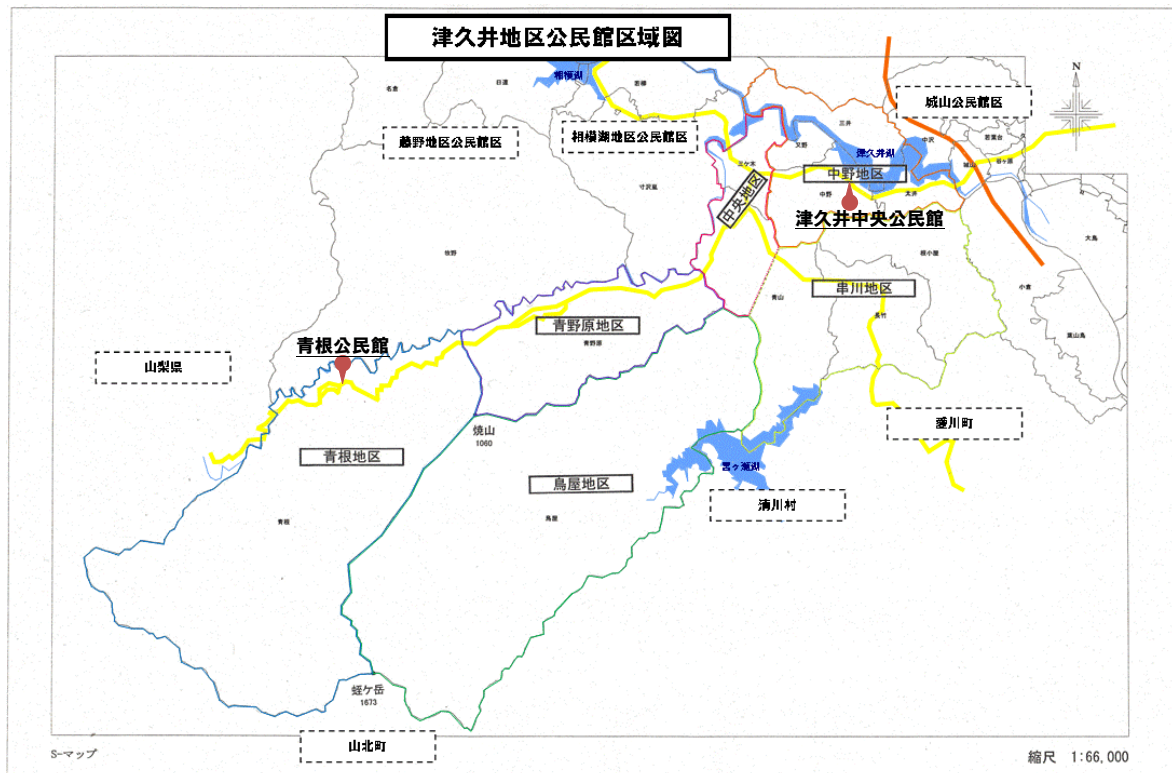
津久井地区は、相模川水系の清らかな流れとそれを育む広大な森林に囲まれた、自然環境が豊富な地域です。

平成 18 年 3 月の相模原市との合併後、平成 22 年 4 月には政令指定都市となり区ごとに特色あるまちづくりが推進されていますが、市全体の 4 割近い面積を有する津久井地区では、6 つの地区自治会連絡協議会ごとの地域特性や地理的条件による地域間格差等、解決すべき課題が山積みしています。

公民館事業については、青根公民館活動の充実に始まる各地区への出前事業の強化、市内公民館では唯一となるホールを活用した事業の展開、また以前より一定の効果が見られていた乳幼児向け・青少年向けの事業や文化事業も継続し、数多くの事業を開催していますが、未だに事業後の地域への広がりや継続性は少なく、公民館事業が地域課題の解決や地域づくりへ効果を発揮しているとは言い難い状況です。

また、合併に伴い津久井地区全域を公民館区と位置付けられた津久井中央公民館は合併前の「文化福祉会館」に比べ知名度は未だ高いとは言えず、他の市立公民館と比べ地域との関係も薄い状況が続いています。また、青根公民館事業を始めとした各地区で行う公民館の出前事業の浸透もまだ十分とは言えません。

こういった状況を改善し、「地域の連帯感を醸成し、関係機関、団体・サークル等と連携して、地域に根ざした公民館活動の展開」を図るため、津久井地区の特性や地理的条件等に配慮した公民館活動の発展が求められています。



3 基本理念

つくいの文化・歴史・人・地域をつなぐ公民館

公民館の目指すあり方を長期ビジョンとして示します。

4 重点目標

- 津久井の自然・環境・歴史・文化を大切にしながら、新しい時代にふさわしい文化創造の場をめざします。
- 地域の力が公民館での学びに、公民館での学びが地域づくりに活かされる、地域に根ざした学びの場をめざします。
- 交流の拠点となる、地域・世代を超えた出会い・つどい・ふれあいの場をめざします。

基本理念に向かって進んでいくための長期的視野に立った基本的な目標。
6年を目安に評価・検証、見直しを図る中期ビジョンです。

5 活動計画

重点目標に基づいた、事業計画の指針となります。
3年を目安に評価・検証、見直しを図る短期ビジョンです。

(1) 学習・文化事業

- ・地域の自然、文化、歴史を活用した事業の実施
- ・生活や地域に根ざした事業の実施
- ・高齢者や団塊世代の地域活動への参加促進

(2) 青少年事業

- ・郷土に誇りと愛着をもった、こころ豊かな青少年の育成
- ・青少年の健全育成と地域活動への参加促進
- ・教育・子育て関係機関・団体と連携した、家庭教育学習の充実

(3) スポーツ・健康づくり事業

- ・健康づくりや体力向上を図る生涯スポーツの推進
- ・スポーツ団体等との連携強化

(4) ホール事業

- ・ホールを活用した事業を実施し、地域の文化芸術に対する意識の向上を図る
- ・ホールでのイベント事業をとおして、企画運営能力の向上を図る

(5) 地区事業

- ・各地区の課題やニーズに細かく対応する出前事業の実施
- ・地域の特性を生かした事業の実施
- ・地域センターや各地域を拠点とする団体・サークル等の連携強化

(6) 広報事業

- ・ 公民館報や公民館ホームページによる公民館の魅力の発信
- ・ 生涯学習情報の積極的な収集と発信
- ・ 地域の魅力を再発見できる事業の実施と情報の発信

(7) 公民館運営

- ・ 人と人とのつながりを大切にした、地域コミュニティの拠点となる公民館づくり
- ・ いつでも、だれでも気持ちよく利用できる公民館づくり
- ・ 地域を越え、世代を超えたふれあいの場の提供
- ・ 図書室の利用増進と、学習活動に連携した図書室運営
- ・ 地域の人材活用とネットワークの構築

6 公民館活動推進体制

(1) 運営協議会

地域住民の代表による運営協議会にて、公民館の運営方針、事業計画及び事業評価などを行い、公民館運営に関する事項について協議し、推進していきます。

(2) 専門部・公民館ボランティア

公民館の活動分野ごとに専門部や公民館ボランティア（館報・ホームページ、保育等）、事業内容により実行委員会を設置し、住民主体の公民館活動の推進に努めます。

(3) 公民館利用団体、サークル

利用者懇談会等を開催し、積極的な情報交換を行い、公民館利用団体、サークルの声を反映した公民館運営を推進します。

また、公民館での学びを地域に還元する機会の提供に努めます。

(4) 館区内各種団体・機関等との連携

館区内の自治会や子ども会育成会などの各種団体及び学校や地域センターなどの関係機関等と連携協力していきます。

津久井地区公民館振興計画

平成 31 年 4 月発行

(平成 21 年 10 月策定、平成 31 年 3 月改定)

相模原市立津久井中央公民館

住所：相模原市緑区中野 633-1

相模原市立青根公民館

住所：相模原市緑区青根 1372-1

編集・発行 津久井地区公民館運営協議会

電話：042-784-3211 FAX：042-780-2555

E-Mail：t-chuuou-k@city.sagamihara.kanagawa.jp